

人間環境大学学部・学科の目的に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、人間環境大学学則第1条第2項の規定に基づき、学部および、学科の人材の養成に関する目的、その他教育研究上の目的について定める。

(心理学部)

第2条 心理学部は、建学の精神である人間環境学の探求を教育の基盤とし、心理学に対する地域社会からの期待や要請に応えるため、人間社会に存在する多岐にわたる心理的課題に対応できる人材を養成することで、地域社会に貢献することを目的とする。

2 心理学科は、心の健康の問題の理解と支援に直接関係する臨床心理学を中心とした専門領域、一生涯の発達のメカニズムや人格形成と関連している教育心理学や発達心理学などの専門領域、個人や社会の相互作用、組織や対人関係と関連する社会心理学、産業・組織心理学などの専門領域、これら3つの専門領域を軸として心理学を広く系統的に学び、現代社会の様々な生活場面において、人の心に関連する事象を分析し、一人ひとりに寄り添うアプローチを通して、心の健康の維持に貢献する人材を養成することを目的とする。

3 犯罪心理学科は、科学技術の発展とインターネット等の技術革新により、“非行・犯罪”をとりまく問題が複雑化、多様化する中で、心理学および、犯罪心理学に関する専門的知識と技能をもって、急速に変わりゆく環境における個人・社会の心について探求し、現代社会において、喫緊の課題である“非行・犯罪”をとりまく問題、および多様化する現代社会における諸問題の分析・解決を行い、よりよい社会・まちづくりに貢献できる人材を養成することを目的とする。

(環境科学部)

第3条 環境科学部は、本学の建学の精神である人間環境学の探求を教育の基盤とし、自然環境を対象として予測が困難である状況下における現場対応力や、調査・観察測定結果に基づく状況把握力・改善案提示力により、環境保全に配慮した持続可能な社会の構築に向けた提案と実践を行い、地域社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。

2 フィールド生態学科は、持続可能な自然共生社会の実現に向けて、動物・植物・生態系機能に関する専門知識と、社会や情報に関する基礎知識を有し、広い視野と柔軟な思考力によって人間社会の発展と環境保全のバランスを考慮した発言と提案、

そして行動ができる人材を養成することを目的とする。

3 環境データサイエンス学科は、実証的に取得したデータから地域の社会的・経済的課題を読み解き、解決策を提案するためのデータ分析手法などの専門知識と技術を身に付けるとともに、農業や環境問題に関連する幅広い視野と知識を身に付け、社会課題や環境問題の解決に向けてそれらを実践的に活用し、社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。

(看護学部)

第4条 看護学部看護学科は、建学の精神である人間環境学の探求に基づく「〈人間〉と〈環境〉および人間と環境との〈関係〉の深い理解に基づいた質の高い看護実践を創造できる自立した人材の育成」を目指し、豊かな人間性を培いつつ、人びとの多様かつ複雑な健康ニーズに応えるため、科学的根拠に基づいた質の高い看護実践を創造できる自立した看護職者を育成する。あわせて常に学び続ける姿勢を持つ看護の実践者、保健師、養護教諭、助産師、教育者、および研究者を育成し、社会に貢献することを目的とする。

(松山看護学部)

第5条 松山看護学部看護学科は、建学の精神である人間環境学の探求を教育の基盤とし、対象となる人々が健康に生きることを支える看護ならびに、より健康な地域社会の発展に貢献する看護を理念として掲げている。

人間の尊厳に基づいた豊かな人間性を培い、人々のライフサイクルに応じた多様な健康ニーズに対応できる広い視野で、科学的・専門的な知識と技術に基づく判断力と探求心をもって質の高い看護実践ができる自立した看護職者を育成し、人々が健康に生きることを支援する。あわせて地域社会における保健・医療・福祉の連携と発展に貢献する。即ち、対象となる人々の健康に生きることを支える看護および、より健康な地域社会の発展に貢献する看護職者となる人材育成を目的とする。

(総合心理学部)

第6条 総合心理学部は、建学の精神である人間環境学の探求に基づき、人間環境学を土台として、心理学に関する総合的な知識と方法論を身につけることで、社会貢献と自己実現できる個人を養成することに加え、一つ以上の特定の心理学分野に関する、より専門的な知識と方法論、見えない心を可視化するスキルを身につけ、臨床場面を含む幅広い領域における心理支援やビッグデータからアンケート処理までの幅広いデータ処理などを行い、地域社会に貢献できる人材育成を目的とする。

- 2 総合心理学科は、感覚・知覚、学習、認知、人格、発達、社会、神経・生理、臨床、教育、産業、健康、進化など多様な心理学領域を体系的に修めることによって形成される知の体系を「総合心理学」と位置づけ、その視点から持続可能な社会の実現に資する視座と態度を涵養することを目的とする。そのため、心理学に関する広範な知識を他者に的確に伝達する力を育成するとともに、特定の専門分野における高度な知識、および方法論を修得させ、データの収集・分析・解釈を通して新たな知見を創出する能力を養成する。これにより、現代社会における多様かつ未知の課題に対し、論理的かつ実証的に問題解決へ取り組む力と、自己を内省し生涯にわたり学び続ける姿勢を備え、社会貢献と自己実現を両立できる人材を育成する。
- 3 総合犯罪心理学科は、犯罪を、個人内、個人間、集団内、集団間から国家の間まで、さらには現実空間からサイバー空間まで、さまざまな規模・空間スケールで生じる葛藤の負の帰結として俯瞰的にとらえ、このような罪を犯すところの進化・発達から被害者の支援と加害者の更生までという統合的な時間軸の中で総合的に理解し、犯罪を切り口に現代社会における諸問題の予防・解決・支援に必要な知識、および技術を身につけ、犯罪心理学関連の専門職・研究職のほか、安全な社会の構築を担当する地方自治体の行政職員、および民間企業職員等として、安全な社会づくりの中核を担う人材を養成することを目的とする。

(総合環境学部)

- 第7条 総合環境学部は、動物・植物・生態系機能などの自然環境、およびデジタル化が進む産業社会も含めた地球環境全体を、SDGs (Sustainable Development Goals) における「持続可能性」という観点から総合的に考え、その諸課題の解決策を積極的に提言できる人材を育成することを目的とする。
- 2 フィールド自然学科は、自然共生社会の実現に向け、次の考えに基づいてフィールドにおける生態系やその人間との接点についての教育研究を行う。
- (1) 自然環境や生態系の理解には、その複雑さ、および不確実性故に、現地において直接、実践的に、知識や技能の修得を積み重ねていくことが不可欠であることから、多様なフィールドにおける、それぞれの生態系を対象とした実習・演習を重視し、自然環境のメカニズムの理解、および諸課題を解決するための能力を養成する。
- (2) 人間社会は生態系サービスによって支えられていることを踏まえ、自然環境へ大きな負荷をかけない一次産業の在り方や、自然と人間の生活とのバランスのとり方を踏まえた行動変革やその提案を行うための知識や技能を修得する。
- 3 環境情報学科は、SDGs および持続可能社会の理念を踏まえたうえで、環境配慮の

基準である GREENSOFT Model に準拠したソフトウェア開発技術とデータサイエンス知識を用いて、人間と環境をめぐる諸問題の解決に貢献できる能力を育成することを教育研究上の目的とする。具体的には以下の三つの能力の修得をはかる。

- (1) 人間を取り囲む環境の持続とデジタル技術に支えられた産業社会の発展とを総合的に捉える「総合環境学」の視点に立ち、自然環境、社会環境、経済環境等の諸問題に学問的、科学的にアプローチするための基礎知識を修得する。
- (2) 環境配慮の基準である GREENSOFT Model に準拠したソフトウェア開発技術を修得する。具体的には、ソフトウェアの開発段階における環境負荷、および開発コストの軽減、使用段階における適切な利用者配慮、およびエネルギー消費の軽減を推進するソフトウェア開発技術を修得する。
- (3) 自然環境、社会環境、経済環境等の諸問題に対して、観測された環境データを適切な形でデータベースに蓄積し、そこに統計学等のデータサイエンスを適用することで合理的な解決策を導き出すための知識を修得する。

(規程の主管部署)

第8条 この規程は、総務人事部が主管する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、平成26年7月9日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、令和8年4月1日から施行する。